

富山市まちなか共同住宅建設促進事業補助金交付要綱

平成 29 年 12 月 1 日

一部改正

都市整備部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成 17 年富山市規則第 36 号。以下「規則」という。）第 24 条及び、富山市まちなか居住推進事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）第 8 条の規定に基づき、富山市まちなか共同住宅建設促進事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅 共同住宅及び長屋（売却を目的とする分譲型、第三者に賃貸することを目的とした賃貸型、自ら居住するために、区分所有する共同建設型のいずれの場合も含む）をいい、店舗、事務所等の用途と併用するものを含むものとする。
- (2) 認定住戸 第 5 条の規定に基づき認定を受けた事業計画の住戸をいう。

(補助対象の区域)

第 3 条 この要綱による補助事業の対象区域は、制度要綱第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる区域とする。

(事業計画の認定)

第 4 条 前条の区域において、共同住宅を建設しようとする者は、制度要綱第 4 条の規定に基づき、事業計画を作成し、富山市まちなか共同住宅事業計画認定申請書（様式第 1 号）により、市長に認定の申請を行うことができる。

- 2 前項の申請書には、別表第 1 に掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 第 1 項の共同住宅を建設しようとする者が、周囲を道路等で囲まれた 1 街区で申請できる事業計画は、1 件を限度とする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の認定の申請をすることができない。
 - (1) 建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
 - (3) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - (5) 前 4 号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不相当であると市長が認める者

(認定の基準)

第5条 市長は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

- (1) 制度要綱第1条に規定する目的に即したものであること。
 - (2) 制度要綱第7条に規定するまちなか住宅指針の1-2共同住宅及びまちなか居住環境指針の2-2共同住宅に適合するものであること。ただし、敷地の緑化については、同項第2号に規定する緑化基準によるものとする。
- 2 市長は、第1項の認定にあたり条件を付すことができる。
- 3 第1項の認定は、第14条の補助金の交付を予約するものと解してはならない。

(意見聴取)

第6条 市長は、前条第1項の認定にあたり必要があると認める場合、認定申請者から当該計画について聴取するとともに、有識者等に当該事業計画の認定に関する意見を求めることができる。また、認定申請者は有識者等の意見を反映するよう努めなければならない。

(認定の通知等)

第7条 市長は、事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該事業計画の認定の申請をした者に通知しなければならない。

- 2 事業計画に係る事業は、前項の規定による通知のあった日以後でなければ着手することができない。

(認定計画の変更)

第8条 事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、第5条の規定に基づき認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、富山市まちなか共同住宅事業計画変更認定申請書（様式第3号）を提出し、市長の認定を受けなければならない。ただし、樹木の種類や建具材の変更等、認定内容に影響が及ばない軽微なものにあっては、富山まちなか共同住宅建設促進事業軽微変更届出書（様式第9号）の届出によるものとする。

(認定計画の中止又は廃止)

第9条 認定事業者は、第7条第1項の通知のあった日以後において、認定計画を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市まちなか共同住宅建設促進事業中止（廃止）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第10条 市長は、認定事業者が認定計画に従って建設事業等を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定計画の取消し)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。
- (2) 認定計画と異なる建設事業を行ったとき。
- (3) 事業計画の認定を受けた日以後において、第4条第4項各号に該当する者になったとき。
- (4) 第7条の規定による認定の通知があった日から3月以内に認定計画の事業に着手しないとき、又は当該通知のあった日から2年以内に当該補助対象事業にかかる補助金の交付申請をしないとき。
- (5) 前条の規定により命じられた措置をとらないとき。

(補助金の額)

第12条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合計した額で、予算の範囲内の額とする。

- (1) 認定住戸の住戸専用面積が55㎡以上の場合、1戸あたり50万円に認定住戸の戸数を乗じた額とする。
- (2) 認定住戸の住戸専用面積が40㎡以上55㎡未満の場合、1戸あたり25万円に認定住戸の戸数を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、認定を受けた制度要綱第3条第1項第1号から第3号までの補助対象事業にかかる補助金額の総額は、2,500万円を限度額とする。

(補助金の交付の申請)

第13条 認定事業者は、規則第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、認定計画にかかる建設事業が完了した後、速やかに、当該事業の成果を添えて、富山市まちなか共同住宅建設促進事業補助金交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書に添付する図書は、別表第3に掲げるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の申請をすることができない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
- (3) 暴力団及び暴力団員
- (4) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (6) 前5号に掲げる者のほか、市長が別に定める要件に基づき補助金の交付をすることが不相当であると認める者

(交付決定等)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、及びその額を確定するものとする。この場合において、当該申請をした者に文書を交付して通知するものとする。

2 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手續を併合するものとする。

3 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市まちなか共同住宅建設促進事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条に規定する通知の後、補助申請者から提出される富山市まちなか共同住宅建設促進事業補助金請求書(様式第7号)に基づき、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、認定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(補助金等の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、既に支払われた補助金の一部又は全額について、当該事業者に対して、文書を交付してその返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(表示看板)

第18条 認定事業者は、制度要綱第7条に規定するまちなか指針に定める公開空地が100㎡以上の場合は、市長が別に定める表示看板を設置しなければならない。

(細則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附則

(施行規則)

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第12条の補助金の額は、この要綱の施行の日の前日までに第7条の認定の通知を受けた場合、なお従前の例による。

別表第1 事業計画の認定申請に必要なとなる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表	申請者確認欄
誓約書	緑地・空地の維持管理及び第4条4項に掲げる要件に関する誓約書
事業計画書	事業計画の概要
まちなか住宅・居住環境指針適合表	計画内容欄、申請者確認欄
設計住宅性能評価・共同住宅等自己評価書及び設計内容説明書（住棟・住戸）	住宅性能評価に関する評価項目毎の自己評価結果 住宅性能評価に関する自己評価の根拠となる設計内容
計画工程表	計画、補助等の手続き、設計、入札、着工、竣工、入居等を表示した計画工程表
付近見取り図	方位、道路及び目標となる建物等 まちなか居住環境指針（基本指針）2-2共同住宅（7）生活利便施設ア（イ）～（カ）に定める生活利便施設等の位置
配置図（外構図）	方位、縮尺、寸法、敷地境界 敷地に接する道路の位置及び幅員 植栽樹木の位置、種類、高さ、数量、緑化面積 公開空地の位置、形態、面積 駐車場、駐輪場、ごみ集積場の位置、形態、台数等
仕様書	材料の品質、工法、施工程度、養生等一般仕様と特殊な工事の仕様 設計住宅性能評価に必要な内容
仕上表	建築物の外部及び内部の仕上げの一覧を記載
求積図・求積表	敷地面積、建築面積、床面積、その他の求積図、求積表
各階平面図	方位、縮尺、寸法、間取り、各室の用途 開口部、防火戸、外壁の構造、諸設備の取り付け位置 設計住宅性能評価に必要な内容
立面図（4面）	縮尺、寸法 外壁、開口部、ひさし、屋根、設備機器等の位置及び形状 仕上げ材料、色彩
平面詳細図	縮尺、寸法 外壁、開口部、内壁等の材料、構造、寸法 設計住宅性能評価に必要な内容
断面詳細図又は矩計図	縮尺、床の高さ、各階の階高、天井高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ 外壁、屋根、天井、小屋裏、床、床下、基礎等の材料、構造、寸法 設計住宅性能評価に必要な内容

建具表	建具の位置、仕様 設計住宅性能評価に必要な内容
構造図	設計住宅性能評価に必要な内容
設備図	設計住宅性能評価に必要な内容

別表第3 補助金の交付申請に必要な図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表	申請者確認欄
事業実績書	完成した事業の概要
まちなか住宅・居住環境指針適合表	計画内容欄、申請者確認欄
工事請負契約書等の写し	工事請負契約書、支払いを証する書類、工事引渡書、建築基準法に基づく検査済証の写し
完成写真	建築物の外観及び内観等の完成写真
実施工程表	計画、補助等の手続き、設計、入札、着工、竣工、入居等を表示した計画工程表に実施工程を朱書きで表示
付近見取り図	方位、道路及び目標となる建物等 まちなか居住環境指針（基本指針）2－2共同住宅（7）生活利便施設ア（イ）～（カ）に定める生活利便施設等の位置 (A3版)
配置図（外構図）	方位、縮尺、寸法、敷地境界 敷地に接する道路の位置及び幅員 植栽樹木の位置、種類、高さ、数量、緑化面積 公開空地の位置、形態、面積 駐車場の位置、形態、台数 駐輪場、ごみ集積場の位置、形態 (A3版)
求積図・求積表	敷地面積、建築面積、床面積、その他の求積図、求積表 (A3版)
各階平面図	方位、縮尺、寸法、間取り、各室の用途 開口部、防火戸、外壁の構造、 (A3版)
立面図	縮尺、寸法、外壁、開口部、ひさし、屋根の位置及び形状 仕上げ材料、色彩 (A3版)
断面図	縮尺、床の高さ、各階の階高、天井高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ (A3版)
市町村税の納税証明書	